

JAにいがた岩船の経営内容

《平成22年度仮決算情報》

JAにいがた岩船のプロフィール

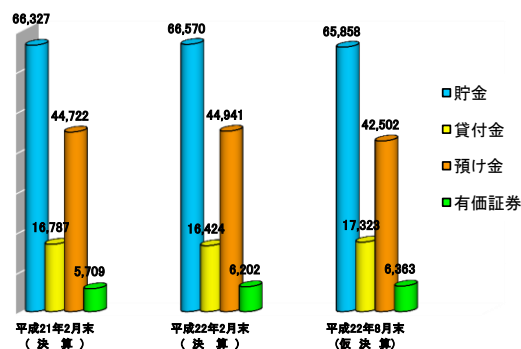
(平成22年8月31日現在)

本店住所地 / 新潟県村上市田端町8番5号
 創 立 / 平成13年3月
 総 資 産 / 747億円
 出 資 金 / 28億円
 店 舗 数 / 7店舗
 (本店1・支店5・出張所1)
 職 員 数 / 322名

主要勘定の状況

(単位：百万円)

	平成21年2月末 (決算)	平成22年2月末 (決算)	平成22年8月末 (仮決算)
貯 金	66,327	66,570	65,858
貸 付 金	16,787	16,424	17,323
預 け 金	44,722	44,941	42,502
有 価 証 券	5,709	6,202	6,363



- ・貯金残高は、前年同期比80百万円の減少となりました。
- ・貸付金残高は、前年同期比151百万円の増加となりました。
- ・預け金残高は、前年同期比777百万円の減少となりました。
- ・有価証券残高は、運用強化の計画により前年同期比554百万円の増加となりました。

有価証券等時価情報

(単位：百万円)

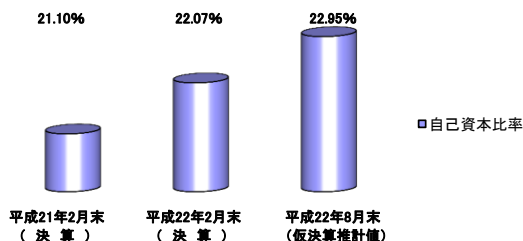
保有区分	平成22年2月末			平成22年8月末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	1,409	1,440	31	1,409	1,444	35
その他	4,678	4,793	115	4,954	5,126	172
合 計	6,087	6,233	146	6,363	6,570	207

(注)

- ・8月末の有価証券の時価は8月末における市場価格等に基づく時価です。
- ・取得価額は、取得原価または償却原価によっています。
- ・満期保有目的債券については、取得価額を貸借対照表価額としています。
- ・その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

自己資本比率の推移

	平成21年2月末 (決算)	平成22年2月末 (決算)	平成22年8月末 (推計値)
自己資本比率	21.10%	22.07%	22.95% 程度



・自己資本比率とは、金融機関の安全性、健全性を示す指標のひとつです。当JAの自己資本比率は、国内基準(4%)および国際統一基準(8%)を大きく上回る、健全で安心いただける財務内容となっています。

自己資本比率の算出方法について

※平成19年3月末より新BIS規制に基づいて自己資本率を算定しています。

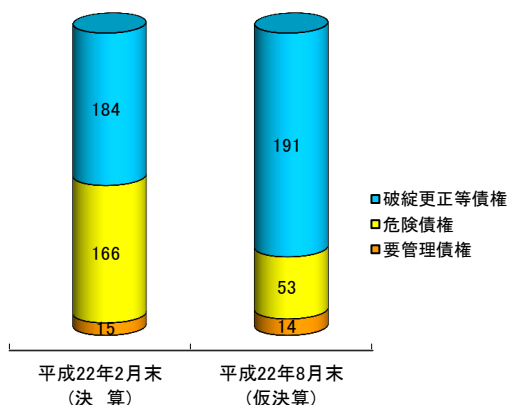
※8月末の自己資本比率(推計値)は、平成22年8月末の自己資本額・オペレーショナル・リスク相当額、及び8月末の信用リスクアセット額(推計値)に基づき算出しています。なお、8月末の信用リスク・アセット額(推計値)の算出にあたって、一部の項目については平成22年2月末の額(データ)を使用しています。

不良債権の状況

金融再生法開示債権の推移

(単位：百万円)

債権区分	平成22年2月末 (決算)	平成22年8月末 (仮決算)	増 減
破綻更正等債権 ①	184	191	7
危険債権 ②	166	53	▲ 113
要管理債権 ③	15	14	▲ 1
小計 (①+②+③= A)	365	258	▲ 107
正常債権 ④	16,101	17,131	1,030
債権合計 (A + ④ = B)	16,466	17,389	923
債権額に占める開示債権の割合 (A ÷ B × 100)	2.22%	1.48%	▲ 0.74%



不良債権比率
2.22% → 1.48%

不良債権比率は、平成22年2月末と比べ0.74ポイント減の1.48%となりました。

開示債権と保全の状況 (平成22年8月末)

厳格な自己査定を実施し、担保・保証等による保全のない部分に対しては、適正な償却・引当等を行い、十分な保全率となっております。

(単位：百万円)

自己査定と保全の状況					金融再生法開示債権		リスク管理債権	
債務者区分	残高 A	担保等保全額 B	貸倒引当金 C	保全率 (B+C) ÷ A	区分	残高	区分	残高
破綻先	17	133	78	100.0%	破産更生等債権	191	破綻先債権	17
実質破綻先	194						延滞債権	228
破綻懸念先	69	50	19	100.0%	危険債権	53	3ヶ月以上延滞債権	0
要注意先 (うち要管理債権)	(13)	(7)	(-)	56.8%	要管理債権	14	貸出条件緩和債権	13
	18	9	(-)	53.3%	小計	258	合計	258
その他の要注意先	468	※金融再生法開示債権の保全率 97.7%			正常債権	17,131		
正常先 (地公体等含む)	18,238				合計	17,389		
合計	19,004							

【用語の説明】

金融再生法開示債権について

・破産更生等債権とは、破産・会社更生・特別清算等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。
 ・危険債権とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
 ・要管理債権とは、「破産更生等債権」および「危険債権」を除く3ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権です。
 ・正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないもので、「破産更生等債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権です。

リスク管理債権について

・破綻先債権とは、債務者の経営破綻により、回収が困難な貸出金です。
 ・延滞債権とは、債務者の業績不振・経営難などにより、回収を期待することは適当でないと考えられる貸出金です。
 ・3ヶ月以上延滞債権とは、債務者が利息または元本の支払を3ヶ月以上延滞している貸出金です。
 ・貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権の一部放棄等を行っている貸出金です。

※記載金額は、単位未満を切り捨て表示しています。
 ※記載の%については円単位の計算で表示しています。